

大口町告示第28号

大口町行政区交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町行政区交付金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町行政区交付金交付要綱（平成19年大口町告示16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の区分」の次に「及び別表第1」を加え、「その内容及び」を削り、「別表第1のとおり」を「同表の算定基準により、予算の範囲内において交付するもの」に改める。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とする。

第9条中「様式第7」を「様式第10」とし、同項第3号を次のように改め、同条を第11条とする。

(3) 第7条第2号の規定による変更承認通知書を受けた場合

第8条中「様式第6」を「様式第9」とし、同条を第10条とする。

第7条中「様式第5」を「様式第8」とし、同条を第9条とする。

第6条中「様式第4」を「様式第7」とし、同条を第8条とする。

第5条中「受けたとき」の次に「又は第7条第1号の規定により変更決定通知書を受けたとき」を加え、同条の次に次の2条を加える。

（交付金の変更申請）

第6条 区長は、前条の規定により交付金の交付を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、その都度行政区交付金事業計画変更申請書（様式第4）に必要事項を記入して、町長に提出しなければならない。この場合において、第1号に該当する場合の変更申請は、11月末までに行うものとする。

(1) 新たに別表第1の選択事業の部に掲げる事業を行う場合

(2) 別表第1の選択事業の部に掲げる事業を廃止する場合

（交付金の変更承認通知）

第7条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、前条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により区長に通知するものとする。

(1) 前条第1号に該当する場合 行政区交付金事業計画変更決定通知書（様式第

5。以下「変更決定通知書」という。)

(2) 前条第2号に該当する場合 行政区交付金事業計画変更承認通知書(様式第

6。以下「変更承認通知書」という。)

別表第2食糧費の項中「必要に応じた」を「高齢者ふれあいのつどい事業における」に改める。

様式第7中「第9条」を「第11条」に改め、「交付決定通知」を

「交付決定通知
変更承認通知」に改め、同様式を様式第10とする。

様式第6中「第8条」を「第10条」に改め、

「

交付決定額	金	円
交付確定額	金	円
精算額	金	円

を

」

「

交付合計額(A)	金	円
当初交付決定額	金	円
・ 変更承認額	金	円
交付確定額(B)	金	円
精算額 (A) - (B)	金	円

に改め、同様式を

」

様式第9とする。

様式第5中「第7条」を「第9条」に改め、同様式を様式第8とする。

様式第 4 を削り、様式第 3 の次に次の 4 様式を加える。

様式第4（第6条関係）

行政区交付金事業計画申請書

年 月 日

大口町長 様

区長 ⑩

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたこと
について、下記のとおり事業計画を変更したいので、大口町行政区交付金交付要綱
第6条の規定により申請します。

記

1 変更申請額（増額・減額）金 円

2 事業計画変更の理由

--

3 事業計画変更内訳

区分	項目（内容）	事業計画（内容）	申請額
選択			円

様式第 5 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

行政区交付金事業計画変更決定通知書

大口町行政区交付金交付要綱第 7 条第 1 号の規定により、下記のとおり事業計画変更を決定しましたので通知します。

記

1 変更決定額 金 円

様式第6（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

行政区交付金事業計画変更承認通知書

大口町行政区交付金交付要綱第7条第2号の規定により、下記のとおり事業計画変更を承認しましたので通知します。

記

1 変更承認額 金 円

様式第7（第8条関係）

年 月 日

大口町長 様

区長 ⑩

行政区交付金実績報告書

大口町行政区交付金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告書を提出します。

記

- 1 実績額 金 円
- 2 関係書類
 - ・ 自主防災会機材点検の内容（資材点検簿等）
 - ・ 拠点施設の施設管理業務の簡易な修繕の内容（収支決算書）
 - ・ 拠点施設常時開故事業の内容（管理人の勤務日報等）
 - ・ 交流ふれあい事業の内容（収支決算書、チラシ、写真等）
 - ・ 活動支援事業の内容（チラシ、写真等）
 - ・ 高齢者ふれあいのつどい事業（収支決算書、実施内容がわかる書類）
 - ・ 行政区収支決算書（総会資料可）
 - ・ その他必要書類

3 内訳

区分	内容	交付決定額		確定額
必須	依頼業務 世帯割 1,350 円× 世帯 均等割 100,000 円		円	円
	拠点施設の施設管理業務 ・ 日常管理（消耗品購入等）		円	円
	・ 簡易な修繕 （修繕内容）		円	円
	小 計 (A)		円	円
区分	内容	当初交付決定額	変更決定額	確定額
選択	拠点施設常時開放事業 （内訳）	円	円	円
	交流ふれあい事業 ①	円	円	円
	②	円	円	円
	③	円	円	円

活動支援事業 ・活動団体支援 団体及び事業名 ・ ・ ・ ・	3,000 円 × 団体 円	3,000 円 × 団 体 円	3,000 円 × 団体 円
・拠点施設活用支援 事業名 ・ ・ ・ ・ ・	3,000 円 × 事業 円	3,000 円 × 事業 円	3,000 円 × 事業 円
高齢者ふれあいのつどい事業 ・実施年月日 ・場所 ・当日参加者 人 (うち75歳以上 人) ・内容	円	円	円
小 計 (B)	円	円	円
合 計 (A) + (B)	円	円	円

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。